

各 位

会 社 名 桂 川 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 渡 邊 正 禮
(JASDAQ コーディング番号 : 6416)
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 部 長 松 本 茂 弘
電 話 03-3758-0182

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年6月8日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催日	平成21年6月26日
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日

以 上

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元株式数に満たない数の株式(以下、「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p><u>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</u> 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿・株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条 当社の株券の種類ならびに株式の株主名簿・株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱、株主の権利行使に際しての手続等および手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条～第47条 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p><u>第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条 当社は株主名簿管理人を置く。</u> 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。 (削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第11条～第46条 (現行どおり)</p>

<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
-------------	---